

## 未適用の会計基準等の注記に注意

# 会計方針開示等会計基準の 対応上の留意点

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士

渡部 瑞穂

### 【この章のエッセンス】

● 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合であっても、採用した会計処理の原則および手続の概要を開示することが要求される。  
● 未適用の会計基準等に関する注記の定めが、専ら表示および注記事項を定めた会計基準も含めた会計基準全般に適用されることが明確化された。

本章では、2021年3月期から本適用となる改正企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「本基準」という)について、実際の開示例を交えて解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見で

あることをあらかじめ申し添える。

## 改正の経緯

2020年3月に、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が本基準に改正された。

改正に至った経緯は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、企業が実際に採用した会計処理の原則および手続が重要な会計方針として開示されているか否かについて実態はさまざまであることが見出されたためである。この実態を受けて、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続に係る注記情報の充実が図られた。

## 改正の内容

### (1) 開示目的

本基準では、開示目的について次のとおり定めている。

・ 重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則および手続の概要を示すことにある。  
・ この開示目的は、会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じである。

### (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合

本基準における「会計基準等」とは、図表1に掲げるものおよびその他の一般に公正妥当と認められる会計処理の原則および手続を明文化して定めたものをいう(企業会計基準適用指針24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(以下、「本適用指針」という)5項)。また、法令等により会計処理の原則および手続が定められているときは、当該法令等も一般に公正妥当と認められる会計基準等に含まれる場合がある(本適用指針16項)。

本基準が適用されることにより、関連する会計基準等の定めが明らか

(図表1) 本基準における会計基準等

- (1) 企業会計基準委員会が公表した企業会計基準
- (2) 企業会計審議会が公表した会計基準(企業会計原則等を含む。)
- (3) 企業会計基準委員会が公表した企業会計基準適用指針
- (4) 企業会計基準委員会が公表した実務対応報告
- (5) 日本公認会計士協会が公表した会計制度委員会報告(実務指針)、監査・保証実務委員会報告及び業種別監査委員会報告のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの